福岡市公報

令和６年12月26日　第7110号（別冊９）

発　行　所

福岡市中央区天神一丁目８番１号

福　岡　市　役　所

（総務企画局行政部法制課）

発行日　毎週月・木曜日

—目　　次—　　ページ

教　育　委　員　会

○福岡市教育委員会事務局組織規則の一部改正（規則第10号）…… 1

○福岡市教育委員会職員証規程の廃止（訓令第２号）…… 1

○福岡市教育委員会公文書規程の一部改正（教育長訓令第３号）…… 2

教　育　委　員　会

福岡市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和６年12月26日

福岡市教育委員会

福岡市教育委員会規則第10号

福岡市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

福岡市教育委員会事務局組織規則（昭和47年福岡市教育委員会規則第３号）の一部を次のように改正する。

別表第３　３　主査の表中

「

教育環境部	施設課	事業推進	1
教育支援部		高校総体	2

」を

「

教育環境部	施設課	事業推進	1
		学校設備	1
教育支援部		高校総体	1

」に改める。

附　則

この規則は、令和７年１月１日から施行する。

福岡市教育委員会訓令第２号

福岡市教育委員会職員証規程（平成11年福岡市教育委員会訓令第２号）は、令和６年12

月31日をもって廃止する。

令和６年12月26日

福岡市教育委員会

福岡市教育委員会教育長訓令第３号

福岡市教育委員会公文書規程（平成18年福岡市教育委員会教育長訓令第４号）の一部を次のように改正する。

令和６年12月26日

福岡市教育委員会
教育長　石　橋　正　信

第２条第３号を次のように改める。

⑶　その他電子情報処理システム　公文書の起案、整理、保存等の事務を行う機能を持つ電子情報処理システムであって、総務企画局総務課長が別に定める基準を満たすものをいう。

第２条中第４号及び第５号を削り、第６号を第４号とし、第７号を第５号とし、同条第８号中「財務会計システム」を「その他電子情報処理システム」に、「文書及び財務システム」を「システム等」に改め、同号を同条第６号とし、同条第９号中「、様式第１号の２」を削り、同号を同条第７号とし、同条中第10号を第８号とし、第11号を第９号とする。

第４条の見出し中「各システム」を「システム等」に改め、同条中「文書管理システム、財務会計システム、庶務管理システム及び教職員庶務事務システム（以下「各システム」という。）」を「システム等」に改める。

第６条中「各システム」を「システム等」に改める。

第８条の見出し中「文書及び財務システム」を「文書管理システム」に改め、同条中「文書及び財務システム」を「文書管理システム」に改め、「（第１号及び第３号の管理簿にあっては文書管理システムに、第２号の管理簿にあっては財務会計システムに限る。）」を削り、同条第２号を削り、同条第３号中「。文書管理システムに限る。」を削り、同号を同条第２号とする。

第11条第１項第１号中「軽易な」を削る。

第14条第３項第２号中「案内等その内容が軽易な」を「案内その他これらに類する」に改める。

第17条第１項第５号中「文書及び財務システム」を「システム等」に改め、同条第２項第１号中「第４項第１号において同じ。」を削り、同項第２号中「起案用紙（様式第１号の２に限る。）」を「会計室会計管理課長が定める様式」に改め、同項第４号中「軽易な」を「定型的な」に改め、同号を同項第５号とし、同項中第３号を第４号とし、第２号の次に次の１号を加える。

⑶　その他電子情報処理システムの管理者が様式を定めている場合（前２号に掲げる場

合を除く。）　当該様式による起案

第17条第４項第１号中「起案用紙」を「第２項第１号に定める方法」に、「文書及び財務システム」を「文書管理システム」に改め、同項第２号中「特定の様式による起案及び簡易起案」を「第２項第２号から第５号までの規定に定める方法による起案」に改める。

第21条中「文書及び財務システムに」を削る。

第22条中「文書及び財務システム」を「システム等」に改め、同条第１号中「軽易な」を「簡易起案による」に改める。

第25条第１項ただし書中「軽易なものについて」を「当該公文書の性質及び内容により文書管理者がその必要がないと判断する場合」に改める。

第33条第１項中「文書管理システムにより」を削り、「同システムに完結日を記録するとともに、次条第１項に規定する文書ファイルに綴じ込まなければ」を「次の各号に定めるところにより処理をしなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1)　文書管理システムにより電子決裁を行った公文書が完結したときは、同システムに完結日を記録するとともに、次条第１項に規定する文書ファイルに綴じ込むこと。

(2)　その他電子情報処理システムにより電子決裁を行った公文書が完結したときは、次条第１項に規定する文書ファイルに綴じ込むこと。ただし、これにより難い場合は、当該文書ファイルに保存場所を記録するものとする。

第33条第２項を削り、同条第３項第５号中「及び様式第１号の２」を削り、「前２項」を「前項第１号」に改め、同項を同条第２項とし、同条中第４項を第３項とし、第５項を第４項とする。

第34条中「文書及び財務システム」を「文書管理システム」に改める。

第37条第１項中「財務会計システムに記録された電磁的記録にあっては会計管理課長が、庶務管理システムに記録された電磁的記録にあっては人事課長が、教職員庶務事務システムに記録された電磁的記録にあっては労務・給与課長が」を「その他電子情報処理システムに記録された電磁的記録にあっては当該その他電子情報処理システムの管理者が」に、「各システム」を「システム等」に改める。

第47条第２項中「各システム」を「システム等」に、「のシステム」を「のシステム等」に改める。

第48条中「各システム」を「システム等」に改める。

別記様式第１号の２を削る。

印刷所　松影堂印刷株式会社

この印刷物は再生紙を
使用しています